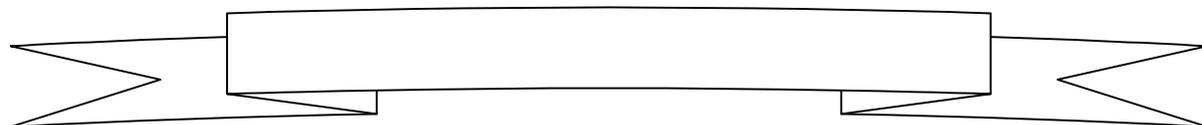


令和4年度

会計検査院

情報公開・個人情報保護審査会
年報



目 次

	頁
I 組織の概要	
1 設置と役割	1
2 委員について	2
3 調査権限及び審議の流れ	3
4 情報の提供について	6
II 令和4年度の運営状況	
1 審査会の開催実績	7
2 諮問事件の状況	8
3 答 申	9
III 資料編	
1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況	10
2 審査請求、裁決及び訴訟の状況	18
3 委員の推移	24

I 組織の概要

1 設置と役割

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」と略称します。）は、次の①又は②について、行政不服審査法に基づき会計検査院長に審査請求がなされた場合に、会計検査院長からの諮問に応じその審査請求について調査審議するため、会計検査院に設置されています（会計検査院法第19条の2第1項）。

- ① 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(*)が行った行政文書の開示決定等又は行政文書の開示請求に係る不作為
- ② 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(*)が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は保有個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為

審査会は、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」と略称します。）等に定められた権限に基づき、審議に必要な事実関係について調査し、これを基に審議を行った結果を会計検査院長に答申することとなっています。そして、会計検査院長は、この審査会の答申を踏まえて、審査請求についての裁決をしなければなりません。

このように、審査会は、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求の審査に当たって、第三者的な立場からの判断を加えることにより、客観的で合理的な解決が図られることを期待されています。

なお、一般の行政機関等については、総務省に情報公開・個人情報保護審査会が設置されていますが、会計検査院は内閣に対し独立の地位を有することから、同審査会とは別に会計検査院に審査会が設置されているものです。

(*) 会計検査院では、開示決定等、訂正決定等及び利用停止等に関する会計検査院長の権限を事務総長に委任しており、当該決定は事務総長が行っています。

なお、審査会は、平成13年4月に発足した際は会計検査院情報公開審査会として設置されていましたが、17年4月1日の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和4年4月1日廃止）（以下「行政機関個人情報保護法」と略称します。）等の施行に伴い、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に改組されています。

2 委員について

(1) 任 命

審査会の委員は3人で、全員が非常勤となっています。委員は、衆参両議院の同意を得て、会計検査院長が任命します。

(会計検査院法第19条の2第2項、第3項、第19条の3第1項)

(2) 任 期

委員の任期は3年で、再任されることができます。

(会計検査院法第19条の3第4項、第5項)

(3) 義 務

委員には、次のような義務があります。

- ① 職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。
- ② 在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会計検査院法第19条の3第8項、第9項)

(4) 第8期審査会委員（令和4年4月1日～令和7年3月31日）

会 長	杉 山 治 樹	公証人
会長代理	堀 江 正 之	日本大学商学部教授
委 員	飯 島 淳 子	東北大学大学院法学研究科教授

(注) 1 会長の互選及び会長代理の指名：令和4年4月11日

2 各委員の本務は、任命時のものである。

3 調査権限及び審議の流れ

(1) 審査会の調査権限

① インカメラ審理

原処分庁（会計検査院長から委任を受けた事務総長）が行った開示・不開示、訂正・不訂正等の判断が適法、妥当かどうか、部分開示等の範囲が適切かなどについて審査会が迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が当該決定等に係る行政文書又は保有個人情報を実際に見分することが極めて有効です。

このため、審査会が必要と認めるときには、当該決定等に係る行政文書等について提示を求めて見分すること（インカメラ審理）ができるとされており、諮問庁（会計検査院長）は、審査会からこの提示の求めがあったときはこれを拒んではならないとされています。なお、この権限は、審査会が行政文書等の開示等の可否を適切に判断できるようにすることを目的とするものであり、委員以外の者が、審査会に提示された当該行政文書等を閲覧することは不適当ですので、何人も審査会に対して当該行政文書等の開示を求めることはできないとされています（準用審査会設置法第9条第1項及び第2項）。

審査会は、この権限を活用して、実際に委員が行政文書等を見分するなどして調査審議を行っています。

② ヴォーン・インデックスの作成・提出の請求

審査会の審議に際し、行政文書等に含まれる情報の量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような審査請求事件については、不開示等とされた行政文書又は保有個人情報と不開示等の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（一般に「ヴォーン・インデックス」と呼ばれています。）を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、審査請求事件の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）等とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で有効かつ適切であると考えられます。

このため、審査会は、諮問庁に対しヴォーン・インデックスの作成・提出を求めることができるとされています（準用審査会設置法第9条第3項）。

③ その他の調査権限

審査会は、審査請求人、参加人（審査請求に参加することを認められた利害関係人）又は諮問庁（以下、これらを合わせて「審査請求人等」という。）に対し、意見書や資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ

たり鑑定を求めたりすること、その他必要な調査を行うことができるとされています（準用審査会設置法第9条第4項）。

審査会は、調査審議を行うに当たって審査請求人等に対し意見書等の提出・説明を求めたり、調査審議の進捗に応じ、説明の不足する点について追加意見書等の提出や再度の説明を求めたりするなど、この条項に基づいた調査を的確に行って、必要な情報を十分に入手できるよう留意しています。

（2）審査請求人等の権利の保護

① 口頭意見陳述の申立て

審査請求人等は、審査会に対し口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができ、審査会は、必要がないと認めるとき以外はその機会を与えなければならないとされています（準用審査会設置法第10条）。

② 意見書等の提出・写しの送付等

審査請求人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができます。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときはその期間内に提出しなければなりません（準用審査会設置法第11条）。

審査請求人等から、意見書等の提出が行われた場合、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき以外は、当該意見書等の写しを他の審査請求人等に送付するものとされています（準用審査会設置法第13条第1項）。また、審査請求人等は、審査会に対し、他の審査請求人等が提出した意見書等の閲覧を求めことができ、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができないとされています（準用審査会設置法第13条第2項）。これらは、審査請求の当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としているものです。

なお、意見書等の写しの送付をしたり、閲覧をさせたりする場合、審査会は、必要がないと認めるとき以外は、当該送付又は閲覧に係る意見書等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないとされています（準用審査会設置法第13条第3項）。

（3）指名委員による調査

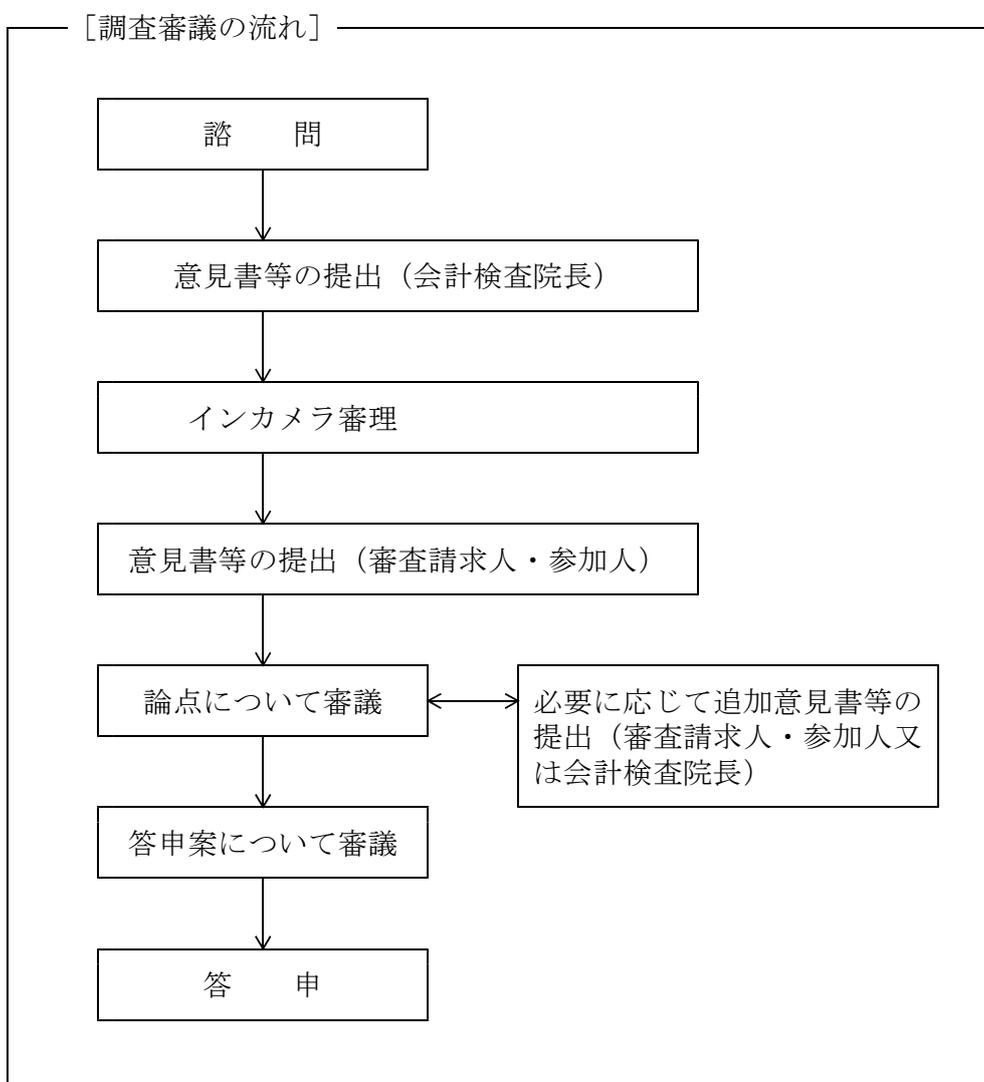
インカメラ審理、口頭意見陳述の聴取等は、審査会により指名された委員によって行うことも可能とされています（準用審査会設置法第12条）。この規定により、

遠方に居住する審査請求人や参加人の意見を聴取するため、一部の委員が実際に現地に赴いて口頭意見陳述の機会を設け、聴取した内容を審査会に報告して委員全員で審議するなどということもできるようになっています。

(4) 基本的な調査審議の流れ

審査会に対して諮問が行われると、審査会は、前記のようなインカメラ審理等の調査権限に基づいて行う調査や審査請求人等からの意見書等の提出・説明等により、諮問事件の論点を抽出し、更に慎重な審議を行って答申を決定します。

これらの調査審議の手続の基本的な流れは、下の図のようになりますが、実際の諮問事件に即した調査審議の手続は、事件の内容により異なります。



4 情報の提供について

審査会は、会議の開催記録及び答申の内容を逐次公表しています。また、諮問の処理状況等の統計資料については当年報において公表することとしています。

これら審査会が行う情報提供の内容等は、下表のとおりとなっています。

	公表内容	公表時期	公表方法
開催記録	会議の開催日時、場所、出席委員、議事の項目、その他必要な事項	審査会開催後	会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
答申	準用審査会設置法第16条の規定により公表することとされている答申の内容	答申後	会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
年報	会議の開催実績、諮問の処理状況、年度内に行われた答申の内容等の活動状況	毎年度	関係者への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載

(※) 会計検査院のウェブサイトのURLは次のとおりです。

<https://www.jbaudit.go.jp/>

II 令和4年度の運営状況

1 審査会の開催実績

令和4年度の開催回数は6回で、開催日、主な議事内容等については表1のとおりです。

なお、審査会の開催記録は会計検査院のウェブサイトにも掲載されています。

表1 審査会の開催実績

	開催日	主な議事内容
第174回	令和4年 4月11日	1 会長の互選、会長代理の指名 2 令和4年（情）諮問第1号〔昭和63年度決算検査報告に掲記された農林水産業地域改善対策事業の検査結果に係る検査報告事項の提案審議に関する文書の一部開示決定に関する件〕…委員交代に伴う所要の手続の実施
第175回	6月16日	令和4年（情）諮問第1号…諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房総務課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
第176回	9月1日	1 令和3年度会計検査院情報公開・個人情報保護審査会年報の議決 2 令和4年（情）諮問第1号…審議
第177回	10月27日	令和4年（情）諮問第1号…審議
第178回	令和5年 1月19日	1 令和4年（情）諮問第2号〔令和2年度決算検査報告に掲記された布製マスク配布事業の検査結果に係る各関係機関とのやり取りに関する全ての文書の一部開示決定に関する件〕…諮問庁の職員（会計検査院第2局上席調査官（医療機関担当）ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議 2 令和4年（情）諮問第1号…審議 3 令和3年度決算検査報告の概要について説明
第179回	3月16日	1 令和4年（情）諮問第3号外1件〔令和2年度決算検査報告（労災診療費に関するもの）に伴い厚生労働省が発出した特定の通知に記載されている指摘事項について、診療項目別の件数・金額が分かる文書の一部開示決定に関する件外1件〕…諮問庁の職員（会計検査院第2局厚生労働検査第2課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議 2 令和4年（情）諮問第1号…審議

2 諮問事件の状況

令和4年度においては、情報公開関係5件、個人情報保護関係1件が審査会に諮問されました。前年度以前に諮問され処理が持ち越された情報公開関係1件と合わせた情報公開関係6件、個人情報保護関係1件の諮問事件の同年度末現在の処理状況は、表2のとおりとなっています。

表2 諮問事件の処理状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

諮問件数	4年度における 答申件数	答 申 区 分			4年度における 取下げ件数	4年度 末現在の 処理中 の件数
		諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当		
6	0	0	0	0	0	6

(注) 諮問件数には、前年度からの持ち越し1件を含む。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

諮問件数	4年度における 答申件数	答 申 区 分			4年度における 取下げ件数	4年度 末現在の 処理中 の件数
		諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当		
1	0	0	0	0	0	1

3 答 申

審査会における調査審議の結果得られた結論は、答申として決定し、答申書を会計検査院長に交付します。また、審査請求人及び参加人に対して答申書の写しを送付するとともに、一般に対しては答申の内容（答申から個人情報等を除いたもの）を公表しています（準用審査会設置法第16条）。

会計検査院長は、審査会の答申を踏まえ、審査請求に対する裁決を行います。会計検査院長が裁決を行うに当たっては、法令上、答申を尊重すべき義務が特に規定されているわけではありませんが、審査会が設けられた趣旨に鑑み、当然これを尊重すべきであり、これに従わない場合には、答申に示された理由を上回る説得力をもった理由を対外的に明らかにすることが實際上必要になると考えられます。

なお、審査会が令和4年度に行った答申はありません。

III 資 料 編

1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況

表1 開示請求等の受付等の件数

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	開示請求	移送受	計
平成13年度	215	7	222
平成14年度	55	6	61
平成15年度	53	5	58
平成16年度	108	6	114
平成17年度	67	9	76
平成18年度	71	12	83
平成19年度	26	17	43
平成20年度	46	10	56
平成21年度	27	10	37
平成22年度	16	4	20
平成23年度	40	2	42
平成24年度	55	2	57
平成25年度	80	2	82
平成26年度	29	8	37
平成27年度	48	2	50
平成28年度	30	7	37
平成29年度	111	16	127
平成30年度	31	2	33
令和元年度	41	5	46
令和2年度	72	7	79
令和3年度	85	7	92
令和4年度	45	3	48

(注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。
 2 手数料が納付されなかった開示請求について、開示請求を受け付けた後に取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案はいずれも開示請求書1通につき1件として取り扱う。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	開示請求	移送受	計
平成17年度	0	0	0
平成18年度	0	0	0
平成19年度	32	0	32
平成20年度	2	0	2
平成21年度	4	0	4
平成22年度	17	0	17
平成23年度	2	0	2
平成24年度	1	0	1
平成25年度	7	0	7
平成26年度	0	0	0
平成27年度	0	0	0
平成28年度	0	0	0
平成29年度	0	0	0
平成30年度	0	0	0
令和元年度	0	0	0
令和2年度	2	0	2
令和3年度	2	0	2
令和4年度	2	0	2

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。
 2 手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、開示請求書1通につき1件として取り扱う。
 3 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表2 開示請求等の処理状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	要処理件数	処理済	移送	取下げ	次年度持ち越し
平成13年度	222	175	40	7	0
平成14年度	61	56	2	0	3
平成15年度	61	52	8	0	1
平成16年度	115	85	23	0	7
平成17年度	83	75	4	3	1
平成18年度	84	69	1	0	14
平成19年度	57	39	4	0	14
平成20年度	70	62	7	0	1
平成21年度	38	28	2	0	8
平成22年度	28	25	2	0	1
平成23年度	43	42	1	0	0
平成24年度	57	30	0	1	26
平成25年度	108	104	2	0	2
平成26年度	39	34	0	5	0
平成27年度	50	46	0	4	0
平成28年度	37	9	4	23	1
平成29年度	128	109	12	4	3
平成30年度	36	27	2	7	0
令和元年度	46	38	0	8	0
令和2年度	79	64	2	6	7
令和3年度	99	70	4	11	14
令和4年度	62	52	4	5	1

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。
 2 手数料が納付されなかった開示請求について、開示請求を受け付けた後に取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、いずれも開示請求書1通につき1件として取り扱う。
 3 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	要処理件数	処理済	移送	取下げ	次年度持ち越し
平成17年度	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0
平成19年度	32	24	0	0	8
平成20年度	10	10	0	0	0
平成21年度	4	0	0	0	4
平成22年度	21	21	0	0	0
平成23年度	2	2	0	0	0
平成24年度	1	1	0	0	0
平成25年度	7	3	0	0	4
平成26年度	4	4	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0
令和2年度	2	2	0	0	0
令和3年度	2	0	0	1	1
令和4年度	3	2	0	1	0

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。
 2 手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、開示請求書1通につき1件として取り扱う。
 3 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。
 4 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表3 開示決定等の件数（決定内容区分別）

〈情報公開関係〉

（単位：件）

年度	開示決定		不開示決定	計	部分開示決定及び不開示決定の 不開示理由			
	開示	部分開示			不開示 情報	不存在	存否応答 拒否	形式上の 不備
平成13年度	7	113	24	144	118	21	0	0
平成14年度	13	27	4	44	31	0	0	0
平成15年度	9	26	10	45	33	3	3	0
平成16年度	3	35	10	48	36	7	2	0
平成17年度	6	30	5	41	35	0	0	0
平成18年度	5	40	6	51	45	1	0	0
平成19年度	2	12	14	28	24	0	0	2
平成20年度	4	18	26	48	27	6	3	8
平成21年度	4	9	6	19	10	4	0	1
平成22年度	2	16	7	25	18	0	0	5
平成23年度	0	15	7	22	17	2	1	2
平成24年度	7	21	3	31	21	3	0	0
平成25年度	14	28	6	48	31	2	1	0
平成26年度	6	9	9	24	16	1	2	0
平成27年度	8	17	1	26	17	1	0	0
平成28年度	3	3	3	9	5	0	0	1
平成29年度	6	28	16	50	34	8	2	0
平成30年度	3	9	12	24	13	5	3	0
令和元年度	5	12	10	27	15	5	3	0
令和2年度	4	16	15	35	24	6	2	0
令和3年度	6	17	21	44	21	12	4	1
令和4年度	3	10	9	22	12	4	2	1

- (注) 1 開示（不開示）決定通知書1通につき1件とする。そのため、表2の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。
- 2 令和4年度は、行政機関情報公開法第11条に基づく期限の特例規定を適用した場合に、60日以内に行った「相当の部分」に係る開示決定等は含まない。
- 3 部分開示決定及び不開示決定には複数の不開示理由に該当するものがあるため、不開示理由の合計は、部分開示決定及び不開示決定の件数の合計とは一致しない場合がある。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	開示決定		不開示決定	計	部分開示決定及び不開示決定の不開示理由			
	開示	部分開示			不開示情報	不存在	存否応答拒否	形式上の不備
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	0	0	4	4	0	0	0	4
平成20年度	0	0	3	3	0	0	0	3
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	6	4	1	11	4	1	0	0
平成23年度	0	0	2	2	0	0	1	1
平成24年度	0	0	1	1	0	1	0	0
平成25年度	1	0	0	1	0	0	0	0
平成26年度	0	1	0	1	1	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	2	2	0	0	0	2
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	2	2	0	1	0	1

(注) 1 開示（不開示）決定通知書1通につき1件とする。そのため、表2の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。

2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表4 開示決定等の件数（処理期間区分別）

〈情報公開関係〉

（単位：件）

年度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	計
平成13年度	118	26	0	144
平成14年度	32	11	1	44
平成15年度	39	4	2	45
平成16年度	33	7	8	48
平成17年度	31	1	9	41
平成18年度	24	11	16	51
平成19年度	12	3	13	28
平成20年度	34	10	4	48
平成21年度	15	1	3	19
平成22年度	13	6	6	25
平成23年度	16	5	1	22
平成24年度	14	4	13	31
平成25年度	8	20	20	48
平成26年度	16	6	2	24
平成27年度	24	2	0	26
平成28年度	7	1	1	9
平成29年度	22	5	23	50
平成30年度	14	4	6	24
令和元年度	18	4	5	27
令和2年度	29	4	2	35
令和3年度	26	11	7	44
令和4年度	14	4	4	22

(注) 1 開示（不開示）決定通知書1通につき1件とする。そのため、表2の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。

2 「延長（30日）」欄は、行政機関情報公開法第10条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。ただし、平成22年度6件のうち1件は、延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がなされなかったものである。

3 「期限の特例の適用」欄は、行政機関情報公開法第11条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。ただし、令和4年度は、当該規定を適用した場合に60日以内に行った「相当の部分」に係る開示決定等は含まない。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	計
平成17年度	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0
平成19年度	4	0	0	4
平成20年度	3	0	0	3
平成21年度	0	0	0	0
平成22年度	11	0	0	11
平成23年度	2	0	0	2
平成24年度	1	0	0	1
平成25年度	1	0	0	1
平成26年度	1	0	0	1
平成27年度	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0
令和2年度	2	0	0	2
令和3年度	0	0	0	0
令和4年度	2	0	0	2

(注) 1 開示(不開示)決定通知書1通につき1件とする。そのため、表2の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。

2 「延長(30日)」欄は、令和3年度までは行政機関個人情報保護法第19条第2項、令和4年度は個人情報保護法第83条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。

3 「期限の特例の適用」欄は、令和3年度までは行政機関個人情報保護法第20条、令和4年度は個人情報保護法第84条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。

4 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

2 審査請求、裁決及び訴訟の状況

表5 審査請求の状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	審査請求件数	処理状況					
		却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	未済
平成13年度	10	0	1	0	0	0	9
平成14年度	16	0	0	5	0	0	11
平成15年度	24	0	3	1	0	0	20
平成16年度	20	0	6	4	0	0	10
平成17年度	14	4	4	2	0	0	4
平成18年度	10	0	3	3	0	0	4
平成19年度	10	0	1	0	0	0	9
平成20年度	15	0	8	0	0	0	7
平成21年度	8	0	4	4	0	0	0
平成22年度	4	0	1	0	0	3	0
平成23年度	4	0	1	0	0	0	3
平成24年度	7	0	0	2	0	0	5
平成25年度	7	0	0	1	0	0	6
平成26年度	10	1	2	3	0	0	4
平成27年度	4	0	3	1	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	3	0	0	0	0	1	2
令和元年度	4	0	0	1	0	0	3
令和2年度	4	0	0	1	0	0	3
令和3年度	4	0	3	0	0	0	1
令和4年度	6	0	0	0	0	0	6

(注) 1 審査請求件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。

2 処理が未済となっているのは、各年度末時点において、処理方針・諮問の可否等の検討中、諮問の準備中、審査会に諮問中、裁決の準備中等のものである。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	審査請求件数	処理状況					
		却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	未済
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	4	0	0	0	0	0	4
平成20年度	10	4	6	0	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	2	0	1	0	0	0	1
平成24年度	1	0	1	0	0	0	0
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	2	0	0	0	0	1	1
令和3年度	1	0	1	0	0	0	0
令和4年度	1	0	0	0	0	0	1

(注) 1 審査請求件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。

2 処理が未済となっているのは、各年度末時点において、審査会に諮問中又は裁決の準備中のものである。

3 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表6 審査会における処理状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	諮問件数	答申件数	答申区分			取下げ 件数	各年度末 現在の処 理中の件 数
			諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当		
			平成13年度	10	1		
平成14年度	16	6	0	5	1	0	10
平成15年度	19	11	0	5	6	0	8
平成16年度	8	4	0	0	4	0	4
平成17年度	8	4	0	2	2	0	4
平成18年度	10	6	0	3	3	0	4
平成19年度	10	3	0	0	3	0	7
平成20年度	13	6	0	0	6	0	7
平成21年度	8	8	0	4	4	0	0
平成22年度	4	4	0	0	4	0	0
平成23年度	3	1	0	0	1	0	2
平成24年度	7	3	0	3	0	0	4
平成25年度	6	0	0	0	0	0	6
平成26年度	9	5	0	3	2	0	4
平成27年度	4	4	0	1	3	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	2	0	0	0	0	0	2
令和元年度	4	1	0	1	0	0	3
令和2年度	4	1	0	1	0	0	3
令和3年度	4	3	0	0	3	0	1
令和4年度	6	0	0	0	0	0	6

(注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	諮問件数	答申件数	答申区分			取下げ 件 数	各年度末 現在の処 理中の件 数
			諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当		
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	4	2	0	0	2	0	2
平成20年度	4	4	0	0	4	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	2	1	0	0	1	0	1
平成24年度	1	1	0	0	1	0	0
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	1	0	0	0	0	0	1
令和3年度	1	1	0	0	1	0	0
令和4年度	1	0	0	0	0	0	1

(注) 1 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表7 審査請求に対する裁決の状況

(情報公開関係)

(単位：件)

年度	裁決の 件数	審査会に諮問しない で裁決を行ったもの			審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行った もの				
		認容	却下		棄却	認容	一部 認容	うち答申と異 なる裁決を 行ったもの	
平成13年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成14年度	5	0	0	0	5	0	0	5	0
平成15年度	4	0	0	0	4	3	0	1	0
平成16年度	10	0	0	0	10	6	0	4	0
平成17年度	10	4	0	4	6	4	0	2	0
平成18年度	6	0	0	0	6	3	0	3	0
平成19年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成20年度	8	0	0	0	8	8	0	0	0
平成21年度	8	0	0	0	8	4	0	4	0
平成22年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成23年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成24年度	2	0	0	0	2	0	0	2	0
平成25年度	1	0	0	0	1	0	0	1	0
平成26年度	6	1	0	1	5	2	0	3	0
平成27年度	4	0	0	0	4	3	0	1	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	1	0	0	0	1	0	0	1	0
令和2年度	1	0	0	0	1	0	0	1	0
令和3年度	3	0	0	0	3	3	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの、裁決の準備中のもの又は答申後に審査請求が取り下げられたものがあるため、表6の「答申件数」欄と本表の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」欄の件数は一致しない。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	裁決の 件数	審査会に諮問しない で裁決を行ったもの			審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行った もの				
		認容	却下		棄却	認容	一部 認容	うち答申と異 なる裁決を 行ったもの	
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成20年度	10	4	0	4	6	6	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成24年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの又は裁決の準備中のものがあるため、表6の「答申件数」欄と本表の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」欄の件数は一致しない。

2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

○ 訴訟の状況

情報公開、個人情報保護関係とも該当なし

3 委員の推移

第8期審査会委員（令和4年4月1日～令和7年3月31日）

会長	杉山治樹	公証人
会長代理	堀江正之	日本大学商学部教授
委員	飯島淳子	東北大学大学院法学研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：令和4年4月11日

第7期審査会委員（平成31年4月1日～令和4年3月31日）

会長	吉田広司	公証人
会長代理	堀江正之	日本大学商学部教授
委員	飯島淳子	東北大学大学院法学研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成31年4月11日

第6期審査会委員（平成28年4月1日～31年3月31日）

会長	吉田広司	公証人
会長代理	山岸敬子	明治大学法科大学院教授
委員	石津寿恵	明治大学経営学部教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成28年4月25日

第5期審査会委員（平成25年4月1日～28年3月31日）

会長	山舗弥一郎	公証人
会長代理	山岸敬子	明治大学法科大学院教授
委員	大塚成男	千葉大学大学院人文社会科学研究科長・教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成25年4月23日

第4期審査会委員（平成22年4月1日～25年3月31日）

会長	小木曾国隆	公証人
会長代理	早坂禎子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授
委員	大塚成男	千葉大学法経学部教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成22年4月21日

第3期審査会委員（平成19年4月1日～22年3月31日）

会長	小木曾国隆	公証人
会長代理	河野正男	中央大学経済学部教授
委員	早坂禎子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成19年4月23日

第2期審査会委員（平成16年4月1日～19年3月31日）

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成16年4月12日

第1期審査会委員（平成13年4月1日～16年3月31日）

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	隅 田 一 豊	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
委 員	五 代 利 矢 子	評論家

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成13年4月13日

（注） 各委員の本務は、任命時のものである。

編集・発行 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-8941 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

電話 03-3581-3251 (代表)